

A2 医療経営の透明性や効率性の向上を目的として改正されています。

【解説】

1. 医療法人の果たすべき役割の明確化

医療法人が、医療提供体制の主たる担い手であるとともに、患者等から選択される立場にあることを踏まえ、「医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及び運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない」とされました。

2. 自己資本比率の廃止

従前定められていた自己資本比率に関する要件については、廃止されました。ただし、医療法人が提供する医療が継続的かつ安定的に提供される必要があることから、「医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない」とされました。

3. 指定管理者制度に係る規定の整備

従前より、医療法人が地方自治法上の指定管理者として公の施設である病院、診療所等の管理を行うことは可能とされていましたが、当該病院、診療所等の業務については、当該医療法人自らが開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務と同様に位置付けられることを明確化する趣旨から、以下の通り規定の見直しを図りました。

- (1) 「医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(当該医療法人が地方自治法に規定する指定管理者として管理する公の施設たる病院等を含みます)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、附帯業務を行うことができる」とされました。
- (2) 「医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含みます)の管理者を理事に加えなければならない」とされました。

4. 付帯業務の見直し

医療と福祉の更なる連携を図る観点から、医療法人が附帯業務として行える業務の範囲について見直しされました。

- (1) 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
- (2) 有料老人ホームの設置(老人福祉法に規定するもの)

5. 役員に関する見直し

医療法人の適切な運営を確保する観点から、役員に関して見直しされました。

- (1) 「役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。」とされました。
- (2) 監事の職務については、これまで準用する民法に規定されていましたが、これを医療法に明記し、監査報告書の作成等や監事の機能の強化が図られています。
- (3) 監事の定数について理事と同様に、定数の5分の1以上を超えるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならなくなりました。

6. 社員総会に関する規定の見直し

社員総会については、これまで準用してきた民法の規定を医療法上に明記するとともに、医療法人の非営利性の強化及び運営の適正を確保する観点から、社員の議決権を各自1個とするなどの見直しがされました。

7. 評議員会の設置

財団たる医療法人については、法人の重要事項に関する諮問機関として、また法人の適正な運営を確保する趣旨から、評議員会を設けることとされました、

8. 定款及び寄附行為に係る見直し

上記3・6・7の見直しを受け、医療法人の定款又は寄附行為の記載事項として以下の事項が追加されました。

- (1) 当該医療法人が地方自治法に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院等の名称及び開設場所
- (2) 社団たる医療法人にあっては、社員総会に関する規定
- (3) 財団たる医療法人にあっては、評議員会及び評議員に関する規定

9. 残余財産の帰属先に関する見直し

(1) 医療法人の非営利性を強化する趣旨から、定款又は寄附行為において、解散に関する事項として残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、以下の者のうちから選定されなければならなくなりました。したがって、これ以外の者を残余財産の帰属すべき者として定める定款及び寄附行為については、都道府県知事は認可をすることができません。

- ① 国又は地方公共団体
- ② 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- ③ ②に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの

- ④ 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めのないもの
- (2) 医療法人の合併の認可申請に当たっては、合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人(以下、「新法人」といいます)の定款又は寄附行為を添付することとされていますが、合併前の医療法人がいずれも持分の定めのある医療法人である場合には、新法人の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者として上記(1)①から④以外の者を定めることができます。

10. 基金制度の創設

医療法人の非営利性を強化する趣旨から、平成 19 年 4 月 1 日以降は出資持分の定めのある医療法人の設立は認められないが、医療法人が必要な資金を調達する手段を確保するため、定款の定めるところにより基金制度を採用することが可能になりました。なお、持分の定めのある医療法人、社会医療法人や特定医療法人は基金制度を採用することはできません。

11. 社会医療法人の創設

一定の公的要件を備えた医療法人として社会医療法人が創設されました。社会医療法人は収益業務を行うことができるため、社会医療法人が行うことのできる収益業務の範囲が定められました。

12. 医療法人の作成書類に係る見直し

医療法人については、これまでも決算の報告として、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成が義務付けられていましたが、その運営をより透明なものとする観点から、新たに医療法人が毎会計年度作成すべき書類として事業報告書等が定められました。

13. 医療法人が備え置くべき書類及び閲覧書類の範囲

医療法人は前項 12.により作成された書類、監事の監査報告書等について、各事務所に備え置き、閲覧に供する者とされました。ただし、閲覧の請求に関しては、正当な理由がある場合には閲覧を行わないことができることとされており、正当な理由としては個人情報保護や法人の業務の運営が不当に害される恐れがある場合等が挙げられます。

14. 都道府県に届け出るべき書類の範囲及び閲覧

医療法人は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 12.により作成された書類、監事の監査報告書等を、都道府県知事に届け出なければならないこととされました。また、都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は都道府県知事に提出された書類について、請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならないこととされました。なお、閲覧は過去 3 年間に提出された書類について行われます。

15. 医療法人の設立認可申請の際の添付書類について、以下の書類の添付が不要とされました。

- (1) 出資申込書又は寄附申込書の写し
- (2) 自己資本比率に係る要件に適合していることを証明する書類
- (3) 収益業務を行う医療法人に係る当該業務の概要及び運営方法を記載した書類

16. 医療法人に 1 人又は 2 人の理事を置く場合の認可に係る申請書の記載事項として、新たに理事を 1 人又は 2 人とする理由を記載しなければならないものとされました。

17. 都道府県において法人の解散後 5 年間保存すべき医療法人関係の書類については、法及び省令の規定により提出された書類を対象としてきましたが、都道府県の保存に係る負担を軽減する趣旨から、14.により届け出られた書類については保存義務の対象から除外されました。